

# 適合通知書

伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書

第 平成 年 月 日 号

(届出義務者) 殿

市町村長

平成 年 月 日に提出のあった伐採及び伐採後の造林の届出書(事後届)に記載された伐採及び造林の計画は、市町村森林整備計画に適合すると認められるので通知します。

なお、 市(町村)森林整備計画書に基づき、下記の点に留意し、伐採及び造林等を実施するよう留意願います。

記

提出された伐採及び伐採後の造林の届出の概要

森林の所在場所： 市(町村)大字 字 地番  
伐採面積： ha  
伐採の方法：主間伐別(皆伐、択伐、  
  
間伐) 間伐率(%)  
伐採樹種・伐採齡： (年)  
伐採期間：  
伐採後の造林方法：(植栽(樹種、本数) 人工播種、ぼう芽更新、天然下種更新)  
造林面積：  
造林期間：

(留意事項)

1. 立木の伐採にあたっては、林地の保全、落石の防止、風害等各種災害の防止を考慮すること。  
2. 高性能林業機械等を利用した伐採を行う場合は、伐木、造材、運材、並びに作業路の開設に伴い林地の荒廃を招かないよう配慮するとともに、やむを得ず林地荒廃が発生した場合は、速やかに土砂流出防止等の措置を講じること。  
3. 枝払いや玉切等の造材にあたっては、作業で生じた枝条や根株等の林地残材が落下・流出しないよう必要な措置を講じること。  
4. 皆伐の場合は、森林資源の積極的な造成と林地荒廃の防止を図るため、人工更新にあたっては原則として2年以内に植栽を完了すること。  
5. 1ha以上の皆伐にあたっては、伐採開始から更新が完了するまで「伐採届旗」を現地に掲揚すること。  
6. 素材の出荷・販売に際しては、原木市場等に対し、適合通知書の写しなど合法伐採を証明する書類を提出すること。

## ポイント

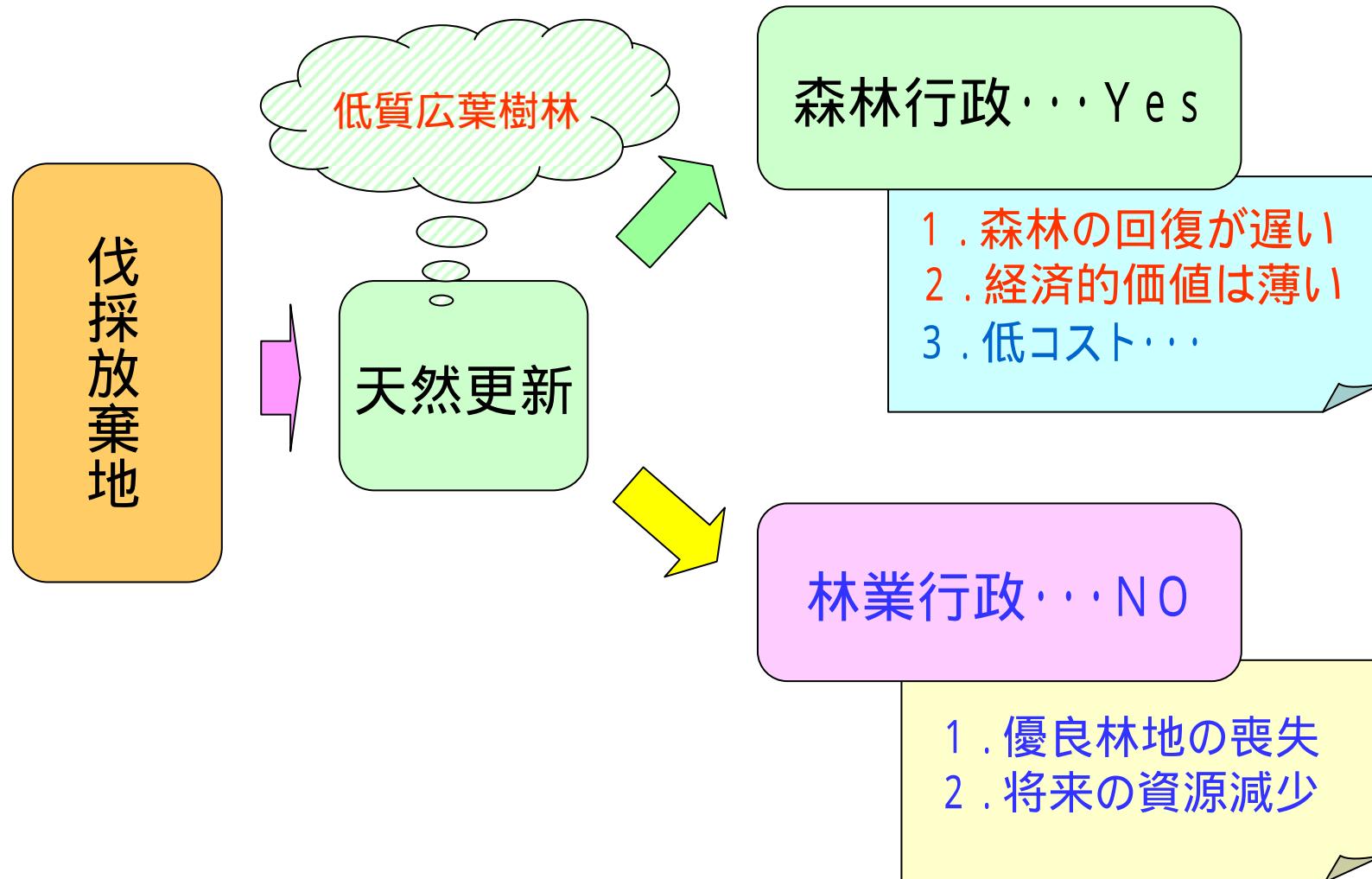
1. 林地保全、災害防止に配慮した伐採
2. 作業路開設の留意  
荒廃地は土砂流出防止措置
3. 人工更新の場合は2年以内に植栽すること
4. 林地残材の適正処置
5. 更新完了まで伐採届旗の掲揚
6. 適合通知書の提出による合法木材の流通促進

諸塚村に習う

# 伐採後10年を経過した林地



# 再造林放棄地の考え方



# 再造林推進対策案 1

## 低成本再造林の推進

- ・植栽本数の見直し(3,000 → 1,000本/ha)  
長伐期化への柔軟な対応
- ・集約林業から粗放林業への転換も…

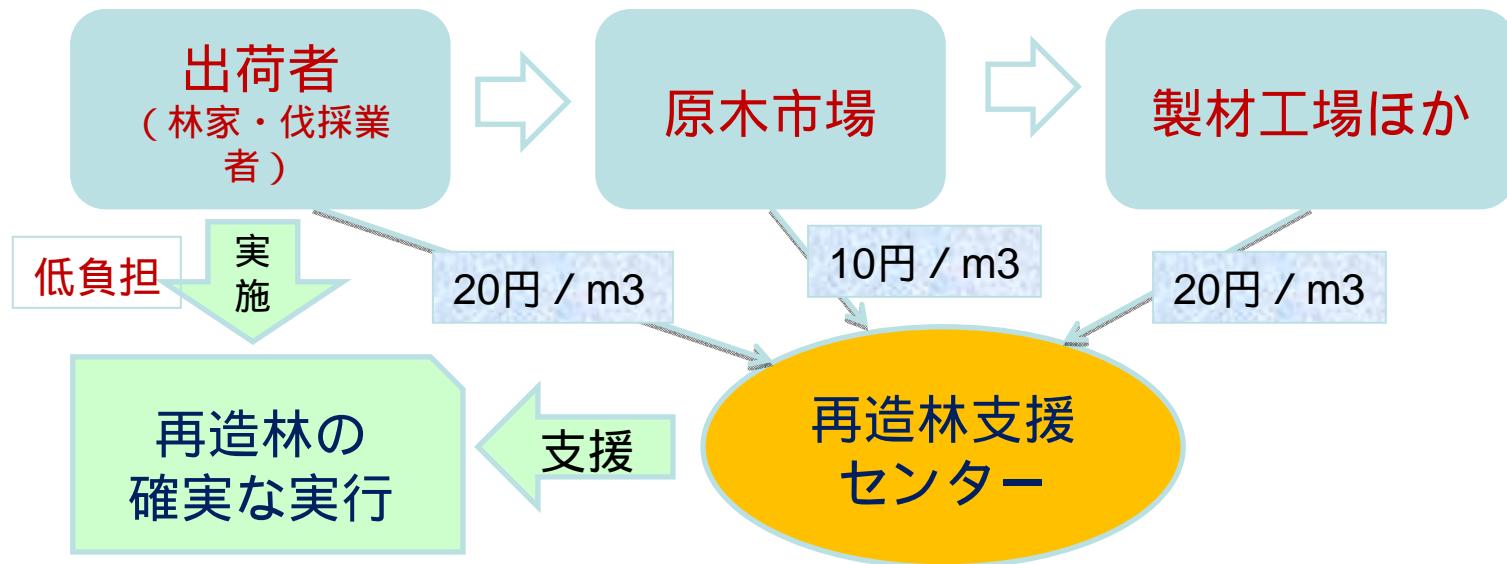
# 再造林推進対策案 2

## 森林所有者の負担軽減対策

- ・受益業界による再造林支援システムの構築

(例:みやぎ森林づくり支援センター、宮崎県産材流通促進機構ほか)

< 支援のイメージ >



# 再造林推進対策案 3

## 次世代の新たな森林づくりへの挑戦

- ・主伐(収穫)を迎えたということは、次の新たな森林づくりの始まり。
- ・反省と教訓を活かして…
- ・50年～100年先を見越した森林づくり
- ・法正林への誘導
- ・短伐期早生樹の植林も…

高齢林皆伐  
と再造林

法正林化

